

～申請手順～  
申請時にご活用  
ください

START

はい

いいえ

世田谷区民（住宅の所有者※）ですか？  
※小型ポータブル蓄電池除く

はい

いいえ

**新築住宅**  
※新築工事完了時点で対象機器の  
設置がされていること。

**既存住宅**  
※建物竣工以後の改修工事や機器  
の交換・設置に限る。

**対象メニュー**  
【太陽光発電システム  
（太陽光パネル）】  
【太陽熱ソーラーシス  
テム・温水器】

**対象メニュー**  
【定置型蓄電池システム】  
【小型ポータブル蓄電池】

**対象メニュー**  
【断熱材の設置（外気等に接する部分）】  
【太陽光発電システム（太陽光パネル）】  
【太陽熱ソーラーシステム・温水器】  
【窓の断熱改修（二重窓、複層ガラス）】  
【高断熱ドアの設置】  
【高断熱浴槽】  
【高効率給湯器】  
【屋根の高反射改修（屋根塗装、葺き替え）】  
【住宅の外壁改修（外壁塗装）】  
※単独申請不可  
【家庭用燃料電池（エネファーム）】

**対象メニュー**  
【定置型蓄電池シ  
ステム】  
【小型ポータブル  
蓄電池】

施工業者は世田谷区内に本店支店がある。

※【太陽光発電シス  
テム（太陽光パネル）】  
と【太陽熱ソーラーシ  
ステム・温水器】は本  
店支店の場所は問いま  
せん。

設置工事は  
**令和5年9月1日以降**  
に終わっている。

設置工事、機器の購入は  
**令和5年2月1日以降**  
に終わっている。

改修又は設置工事は  
**令和5年9月1日以降**※  
に終わっている。  
※エネファームの設置に  
限り令和5年2月1日～

設置工事、機器の購入は  
**令和5年2月1日以降**  
に終わっている。

令和6年度エコ住宅補助金の申請をしていないこと。  
※申請は、蓄電池、エネファーム等を含め同一年度につき1回のみとなります。

申請する工事と同一の工事について区の他の補助金を受けたこと（又は今後受ける予定）はない。

申請者は特別区民税・都民税の滞納はない。

申請対象者です  
必要書類をご提出ください。（P.4～14参照）

申請対象外です。  
（申請できません）